

【道路緊急ダイヤル#9910】を12月1日10:00から開設

～幹線道路の異常などを発見された場合の緊急通報を24時間体制で受け付けます～

○目的

道路利用者が道路の異状などを発見した場合、道路管理者へ直接、緊急通報(道路損傷、落下物、故障等)して頂くことにより、迅速に対応を図ろうとするものです。沖縄総合事務局が管理する国道及び高速道路(西日本高速道路株式会社の管理する道路)についての通報を受け付けます。

緊急通報は、道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状により、車両や自転車・歩行者の通行に支障となることを対象とします。

○道路緊急ダイヤルの実施方針

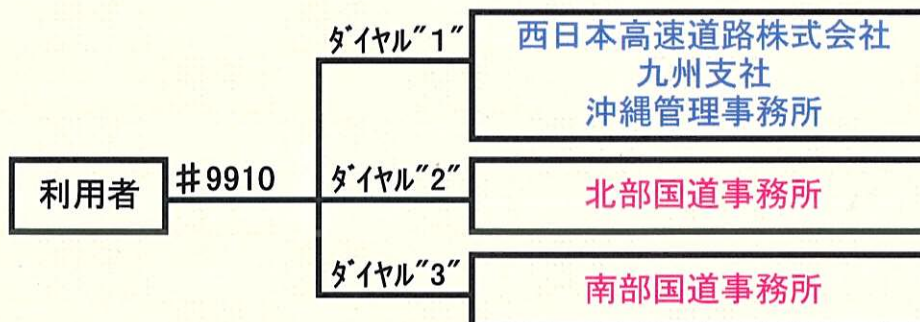
- ・国民にとってわかりやすい4桁番号の道路緊急ダイヤル(#9910)を新設。
 - ・24時間受付ます。
 - ・各道路管理者への取次ぎは、対話型音声自動応答装置(IVR)により行います。
- ※なお、故障車については高速道路のみ対象となります。

○道路緊急ダイヤル開設の効果

- ・道路利用者が、「高速道路(西日本高速道路株式会社)」「沖縄総合事務局が管理する国道」のどの道路管理者に対しても、同一の番号で直接通報可能です。
- ・さらに、短縮番号のため覚えやすい。

※ NTT(固定電話)、携帯電話(NTTドコモ、au、ボーダフォン)、公衆電話からの通報が対象です。NTT(固定電話)からの電話は無料ですが、それ以外は当面有料となります。

■道路緊急ダイヤルの連絡先(24時間受付)



○道路緊急ダイヤル開設の背景

これまでは、道路の異状を発見された場合は、どこにかけてよいか分からない等により、直接、道路管理者に連絡されることは、ほとんどありませんでした。また、これまでも道路の異状等は、「道の相談室」で受け付けていましたが、「道の相談室」は、道路に関して広く相談を受け付けていると認識されており、道路の異状等を直接「道の相談室」にかける認識は少なかったと思われます。

このようなことから、道路の異状を発見された場合、直接道路管理者にかけられる道路緊急ダイヤルの開設により、より迅速に対応を図ろうとするものです。

道の相談室(TEL:0120-106-497、FAX:098-860-6575、メール:michi.soudan@ogb.cao.go.jp)は現状通り、道路に関して広く相談、意見、苦情の受付窓口とします。ただし、受付時間は9時30分～17時です。